

# 仕様書

## 1 委託名称

コミュニティ消防センター石綿含有調査業務委託

## 2 総則

発注者及び受注者は、契約条項に定めるもののほか、本仕様書、「労働安全衛生法」（昭和四十七年法律第五十七号）、「労働安全衛生法施行令」（昭和四十七年政令第三百十八号）及び「石綿障害予防規則」ほか関連法令等に基づいて、業務を履行するものとする。

## 3 業務の目的

本業務は、施設の修繕実施にあたり、必要な資料を得るために、石綿含有の有無について、調査を行うことを目的とする。

## 4 調査対象建築物

- (1) 乙部地区コミュニティ消防センター（盛岡市乙部28地割34番地4）
- (2) 根田茂地区コミュニティ消防センター（盛岡市根田茂第5地割19番地4）
- (3) 杜陵地区コミュニティ消防センター（盛岡市肴町9番31号）
- (4) 好摩地区コミュニティ消防センター（盛岡市好摩字野中69番地113）
- (5) 八幡地区コミュニティ消防センター（盛岡市八幡町1番17号）
- (6) 本宮地区コミュニティ消防センター（盛岡市本宮三丁目47番16号）

## 5 調査内容

定性分析

29検体（検体採取位置については、市担当者との協議の上決定する。）

## 6 調査期間

契約締結日の翌日から令和6年7月19日まで

## 7 調査報告書の提出

調査報告書は次の内容による。なお、様式は任意とする。

- (1) 調査箇所、調査対象建材及び石綿含有の有無
- (2) 調査箇所が分かる図面及び写真
- (3) 石綿含有の有無を判断した根拠
- (4) 分析結果

## 8 調査要領書

JISで定める「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」に準拠すること。

## 9 調査者

調査を行う者にあつては、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者（建築物石綿含有建材調査者、石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業経験を有する者、日本アスベスト調査診断協会に登録された者等）が行うこと。

## 10 特記事項

- (1) 着手にあたっては、業務計画書及び工程表を事前に提出し、市担当者と打合わせを行うこと。
- (2) 調査後、速やかに調査結果を市担当者へ報告すること。
- (3) 受注者は、本業務の実施にあたり、労働安全衛生法その他関係法令に従い、常に安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。
- (4) 受注者は、建築物等に損傷を与えた場合は、速やかに発注者に連絡し、指示に基づき原状回復すること。また、事故等が発生した場合は、速やかにその内容を報告し、指示を受けること。

## 11 成果品

調査完了後、速やかに業務完了届及び、調査報告書を2部提出すること。

## 12 その他

- (1) 調査箇所はすでに供用されている施設であるため、施設利用者及び施設関係者への配慮に必要な措置を講じること。
- (2) 調査に当たっては、本施設の業務に支障なきよう万全を期するとともに、整理整頓、清掃に心掛けること。
- (3) 現地確認及び検体採取において、仕上げ材の撤去が必要な場合は、受注者の責任において復旧を行うこと。また、必要となる足場等の諸費用も本業務の範囲とする。
- (4) 調査対象建築物の配置図及び既存建物設計図等については、市担当者と協議の上、必要に応じて貸与するものとする。
- (5) 調査に必要な水、電力等の使用は施設管理者と協議すること。
- (6) 仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定すること。